調達管理番号・案件名
26a00773_ラオス国初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年11月10日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	1	「第1章 企画競争の手続き」1. (4)「契約履行期間(予定)」	契約期の切替に伴う現地業務の継続について：本業務は2027年1月～2028年12月及び2029年1月～2030年12月の2期に分けた契約が想定されていますが、第1期から第2期への切替に際し、受注者による現地業務を一時的に停止する必要があるでしょうか。停止期間が想定される場合、その期間の目安をご教示ください。	第1期から第2期への切替時に現地業務を停止することは想定していません。円滑な業務継続を前提としてプロポーザルを作成してください。
2	3	3. 競争参加資格、4. 資料の配付	先行案件(iTeam2)のProject Completion Report (DRAFT)には、2026年5月のJICA本部とRIESとの協議を経て、新6-3-3教育制度に基づく算数カリキュラムおよび教科書改訂への技術支援が追加され、同年6月以降、先行案件の受託者が以下の業務をPDMの範囲外で実施したと報告されています。 ・算数カリキュラムの比較分析および政策提言 ・小学4～6年生の教科書の作成における技術的・実践的な側面(構成、単元、ページ配分など)に関する助言書の作成および提出 ・RIESによる初等・中等教育(下級)の算数カリキュラム策定に向けた学術的指導および提言の提供 ・RIESとの緊密な協議を通じた、ページ数の追加および既存ページの改善に関する提案の共同策定、ならびに1～3年生の算数教科書の改訂支援 また、1～3年生の算数教科書について、追加・改訂されるすべてのページの草案が10月上旬までに作成されたと報告されています。本公示案件は、2026年9月30日にプレ公示、10月28日に本公示が行われています。 これはつまり、先行案件の受託者が、本公示に先立って、1～3年生の算数教科書の改訂(草案作成を含む)および4～6年生の教科書構成に関する助言に関与していたことを示すものと理解してよろしいでしょうか。 貴機構の「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」では、本件業務のTORを実質的に作成する業務を先に行った者、およびその他の先行業務との関連で利益相反が生じると判断される者の競争参加を認めない旨が規定されています。本公示の利益相反の審査において、先行案件の受託関係者が、本公示のTOR、業務範囲、成果物、実施方法等の策定に実質的に関与していないか、また、その他の利益相反が生じないかの確認はなされていますか。確認の方法と結果を教えてください。 また、先行案件の受託者の競争参加を認める場合、その判断の根拠と、他の応募者との競争の公平性を確保するための具体的な措置、(例えば1－3年生の改訂教科書の紙面や関連資料の開示等)を教えてください。	iTEAM2においてコンサルタントチームからカリキュラムに関する提言が行われた後、RIESが10月12日～16日のCommittee for the Approval of Curriculum and Instructional Materials (CACIM)へ正式に提出したカリキュラム(案)を配布資料に既に含めております。RIESはCASIMで議論された点をカリキュラムに反映する作業を現在実施中です。カリキュラム案を配布資料に含めておりましたので、カリキュラム案の検討過程の資料は配布資料に含めておりませんでしたが、いただいたご質問を踏まえ、iTEAM2においてRIESにコンサルタントチームから提出された提案を配布資料に追加いたします。 また、いただいたご質問のProject Completion Reportにおける「小学4～6年生の教科書における」という記載については、「小学1～3年生の教科書における」の表記の誤りです。訂正するとともに、お詫びいたします。 iTEAM2では教科書改訂についてもコンサルタントチームから技術的提案が行われ、同提案には2・3年生分の教科書改訂にかかる提案が含まれていましたが、RIESに確認したところ、同内容にかかる検討を含め、改訂作業は未着手の状態でした。本案件では、1～3年生の教科書改訂はRIESによる対応を想定しておりますので、上記提案資料を配布資料に含めておりませんでしたが、いただいたご質問をふまえ、上記提案資料を配布資料に追加いたします。 また、iTEAM2のコンサルタントチームは、カリキュラム改訂にかかる提案の検討に付随して、4～6年生の教科書改訂にかかるページ数や時間数についての提案も作成していましたが、それら資料はあくまでカリキュラム改訂にかかる提案作成における付随資料と考えられたことから、配布資料に含めておりませんでしたが、いただいたご質問をふまえ、配布資料に追加いたします。

					なお、RIESによる同内容にかかる検討を含め、4～6年生についても改訂作業は未着手の状態です。 なお、本案件の詳細計画策定調査、TORの実質的な作成業務はJICA内部人材のみが実施しています。 iTEAM1およびiTEAM2における教科書・指導書や事業完了報告書(案)についても公開、または配布資料に既に含めており、公示資料記載のとおり特定の排除者を設けておりません。 追加配布資料については、以下のメールアドレスにお問合せください。 人間開発部基礎教育グループ代表アドレス： hmgbe@jica.go.jp 追加配布資料は以下です。 G1-G9算数カリキュラムのコンサルタントチーム提案(学習領域、学習内容、学習到達目標、学習活動、評価の観点及び授業時数を含む) 1.ConsultantTeamSuggestion_G1-G3 Mathematics Curriculum Draft Part_I 2.ConsultantTeamSuggestion_G1-G3 Mathematics Curriculum Draft Part_II 3.ConsultantTeamSuggestion_G4-G6 Mathematics Curriculum Draft Part_I 4.ConsultantTeamSuggestion_G4-G6 Mathematics Curriculum Draft Part_II 5.ConsultantTeamSuggestion_G7-G9 Mathematics Curriculum Draft_Part_I 6.ConsultantTeamSuggestion_G7-G9 Mathematics Curriculum Draft_Part_II 2年生および3年生教科書に対するコンサルタントチーム提案 7.ConsultantTeamSuggestion of G2 textbook revision 8.ConsultantTeamSuggestion of G3 textbook revision カリキュラム検討の関連資料として、各学年でのカリキュラムに対するコンサルタントチーム提案 9.ConsultantTeamSuggestion_[A] G4 NewMathCurriculum 10.ConsultantTeamSuggestion_[A] G5 NewMathCurriculum 11.ConsultantTeamSuggestion_[A] G6 NewMathCurriculum カリキュラム検討の関連資料として、([A]を前提とした)新教科書の年間計画にかかるコンサルタントチーム提案 12.ConsultantTeamSuggestion_[B] G4_MathTB Annual_Plan 13.ConsultantTeamSuggestion_[B] G5_MathTB Annual_Plan 14.ConsultantTeamSuggestion_[B] G6_MathTB Annual_Plan カリキュラム検討の関連資料として、([B]を前提とした)新教科書のページ数にかかるコンサルタントチーム提案 15.ConsultantTeamSuggestion_[C] G4 NewMathTB Estimated Writing 16.ConsultantTeamSuggestion_[C] G5 NewMathTB Estimated Writing 17.ConsultantTeamSuggestion_[C] G6 NewMathTB Estimated Writing

3	7	「第2章 特記仕様書(案)」【1】2.「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」No. 1:7～8ページ／同第3条2. (2)脚注2:10ページ(PDF 12ページ)／「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」 1. (2)「プロポーザルの構成と分量」:41ページ	教科書・指導書の紙面サンプルイメージの要求水準について:プロポーザルで提示することが求められている教科書・指導書の「具体的な紙面サンプルイメージ」について、どの程度の詳細度・完成度が期待されているでしょうか。完成版に近いレイアウト・組版が必要なのか、改訂の考え方や変更箇所を示す概念的な紙面例でも差し支えないのか、ご教示ください。また、「業務実施の基本方針」と「業務実施の方法」を合わせて20ページ以下という分量制限があることから、紙面サンプルに求められる分量についても確認させてください。例えば、代表的な改訂箇所を半ページ程度で示すことで十分なのか、あるいは1～2ページ程度を用いた具体的な紙面例が期待されているのか、ご教示ください。	紙面サンプルは、改訂方針や考え方を具体的に示すことを目的とするものであり、完成版レベルの組版やデザインは求めていません。分量は提案内容を説明するために必要な範囲としてください。
4	9	第2章　特記仕様書(案) 3. その他の留意点	P.9 「プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)」に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください」という記述がありますが、詳細計画策定調査報告書はどのように入手すればよいのでしょうか。ちなみに P.42 別紙1:案件概要表、(4)配布資料/公開資料　は入手済ですが、その中にはないようです。	当該記載は誤記です。詳細計画策定調査報告書は配付資料には含まれていません。訂正するとともに、お詫びいたします。詳細計画については、RDをご参照ください。
5	9	「第2章 特記仕様書(案)」 第1条「業務の目的」及び第2条「業務の背景」:9ページ／同第4条「業務の内容」:19～20ページ	特記仕様書における「業務の範囲」の記載について:本特記仕様書(案)には、第1条「業務の目的」及び第4条「業務の内容」が規定されていますが、通常の技術協力プロジェクトの特記仕様書に見られる、R/Dに基づく「業務の範囲」に相当する記載が見当たりません。本件では、第1条及び第4条の規定をもって受注者の業務範囲を定めており、「業務の範囲」については独立した項目としての記載がなくても差し支えないとの理解でよいでしょうか。または「本業務は、貴機構とラオス教育・スポーツ省により2026 年9月10日に署名されたプロジェクトに関する討議議事録(R/D)に基づき実施される。」と記載すればよろしいでしょうか？	本案件においては、第1条「業務の目的」、第3条「実施方針及び留意事項」及び第4条「業務の内容」に基づき受注者の業務範囲を定めています。本案件はラオス教育スポーツ省との討議議事録(R/D)に基づき実施されますが、「業務の範囲」に関する独立した項目は設けていません。受注者の業務内容については、第4条を中心にご確認ください。
6	10	(2)成果1に関連する実施方針・留意事項 ①教科書・指導書の改訂方針	教科書・指導書の改訂方針に関して、RD (p.8)でも、授業観察で「個人解決」「考えの比較・話合い」の段階で教師が指導上の難しさを抱え、「練習問題」の時間が十分に確保されない場合があることが確認された、との記述があります。資料「運営指導調査出張時 授業観察記録から抜粋」には、複式学級を持つ学校(A)、少数民族が一定割合を占める学校(B)、少数民族比率の高い学校(C)の、3件の記録が含まれていることを確認しました。RD協議時に「練習問題の時間が十分に確保されない場合がある」ことを説明された根拠は、資料「運営指導調査出張時 授業観察記録」に基づく当該出張者個人による有意抽出3校の観察の結果と理解してよろしいでしょうか。	当該記述は、2回の運営指導時に地域を変えて行われた、計5校での授業観察と関係者との協議に基づくものです。

7	10	(2)成果1に関連する実施方針・留意事項 ①教科書・指導書の改訂方針 ＊p9.「➢ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。」	iTEAM2に追加された「新6-3-3教育制度に基づく算数数学カリキュラムおよび教科書改訂への技術支援」(「プロジェクト完了報告書(案)」より)に関して、下記の追加資料を提供を提供いただくことは可能ですか？ 1)ラオスの現行数学カリキュラムと日本のカリキュラムの比較分析や政策提言のために、ラオス側に提供した資料一式。特に、日本の学習指導要領以外で、日本の算数数学教科書各社の紙面についても情報を提供していたのであれば、その出版社リスト。 2)小学4年生から6年生までの数学教科書の作成における技術的・実践的な側面(構成、単元、ページ配分など)に関する「助言書」。さらに、その「助言書」の根拠に用いられた資料一式と、ラオス側に提供され検討対象となった算数科教科書の出版社リスト。 3)RIESによる初等・中等教育数学カリキュラム策定に向けた学術的指導および提言の際に用いられた各種学術資料。 4)ページ数の追加および既存ページの改善に関し、iTEAM2が提示した「提案案」。その「提案案」の根拠としてラオス側に提示した各種資料。 5) 2026年10月上旬までに草案が作成されたという、1年生から3年生の改訂版算数教科書の全ページ。全ページが難しい場合は、各学年の目次、大きな改訂や追加を行なった単元についての該当ページ。	質問番号2の回答記載のとおり、公示内容に関連すると考えられる範囲で追加資料を配布いたします。
8	10	(2)成果1に関連する実施方針・留意事項 ①教科書・指導書の改訂方針	他方、エンドライン調査p.97(図5-12、図5-13)による比較的サンプル数が多い調査では、パイロット校およびTTC校共通して、Step 0-1の導入時間が減少し、Step2の自力解決の時間が一定時間確保され、Step 3の比較検討の時間が増加していると読み取れます。Step 4の練習問題には、技能定着が意図された授業では平均して3-4割の時間が、概念理解が意図された授業でも平均で授業時間の約1/4が充てられていると読み取れます。エンドライン調査のデータも含め、教科書改訂方針の検討においてどのように現行教科書の課題を整理され、Time on Task(Step4の練習問題)を増やすため「個人解決」「考えの比較・話合い」を簡潔化・焦点化が必要である、との判断に至ったのでしょうか。根拠となる追加的資料または補足説明を提供いただけないでしょうか。	ご指摘のエンドライン調査では、教師の授業進行を中心に授業観察が行われています。一方、運営指導調査時に実施した授業観察では、児童の学習活動や参加状況に着目しています。当該観察結果を踏まえ、児童の学習参加の質及び学習時間の確保の観点から当該課題を整理しています。
9	10	「第2章 特記仕様書(案)」 第3条2. (2)①「教科書・指導書の改訂方針」:10～11ページ／同②「改訂期間とC/P機関の体制」:11ページ	教科書・指導書の改訂範囲と作業量について：公示文書では、児童のTime on Taskの増加や形成的評価の強化に向けて、練習問題の充実、学習到達状況を把握するための設問の明示、単元末ミニテストの導入等、教科書・指導書の改訂について複数の方向性が示されています。これらを初等4～6年生の教科書全体にわたって反映する場合、ほぼ全ページに及ぶ見直し・修正と、それに伴う指導書の大幅な改訂が必要になる可能性があります。2027年4～11月という限られた改訂・試行期間を踏まえても、そのような全面的な改訂を想定されているのでしょうか。それとも、既存教材を最大限活用しつつ、特に改善効果が期待される箇所を重点的に改訂するアプローチも想定されているのでしょうか。	既存教材をもとにしながら、限られた期間の中で、最大限子供の能動的な学習の増加を図るための改訂方針をご提案ください。

10	10	(2)成果1に関連する実施方針・留意事項 ①教科書・指導書の改訂方針	RD p.8の1)第2段落に「To increase time on task, particularly during Step 4, the Team proposed simplifying Step 2 and 3.」とあり、直後に「RIES acknowledged…expressed a cautions view regarding the simplification of Step 2 and 3…」と述べていることから、RIESはこの日本側チームの方針提案に対し慎重な見解を示した旨の記載があります。「the Team」構成員はこの文書からは明らかではないですが、当該「Team」が協議の場で提案された方針は、ラオス教育スポーツ省と正式に合意された事項であるとはRDからは読み取れませんでした。改訂方針について、代替的な改訂方針の提示と、それに基づく改訂サンプルイメージは、プロポーザルの評価対象となりますか。評価対象となる場合、代替案を積極的に求めるものでしょうか。それとも、当該方針への忠実性が評価されるのでしょうか。評価上の扱いを教えてください。	改訂方針に関する代替提案は可能ですが、公示資料記載の通り、子供の能動的な学習の時間の増加を図るためのものである必要があります。
11	10	(2)成果1に関連する実施方針・留意事項 ①教科書・指導書の改訂方針	本プロジェクトの成果1では、iTeam1で作成された教科書・指導書の改訂が求められています。そのため現行教科書の著作権者であるラオス教育省の教科書編纂方針に基づき慎重かつ適切な改訂がなされることが求められていると理解しています。原著作に関与した専門家が監修や助言等で参画する枠組みを、本業務とは別に設ける予定はありますか。また、原著作に関与した日本側・ラオス側双方の関係者の、著作者としての関与や著作者人格権(同一性保持権等)への配慮について、JICAの基本的な方針・考え方とともに、受注者に求める対応としてプロポーザルに含めるべき提案事項があればお示しください。	iTEAM1の契約において、成果品である教科書・指導書の著作権はJICAに譲渡されており、その後ラオス側に移転されています。従いまして、ご質問の点についての対応は特に考えておりません。
12	13	「第2章 特記仕様書(案)」 第3条2. (4)②「対象郡と支援重複」:13ページ／「別紙1 案件概要表」 3. (2)「プロジェクトサイト／対象地域名」脚注7:29ページ	成果3の対象郡の最終決定について:成果3の対象郡について、各PESS及びDESBによるCPD関連予算の確保が確定した後に最終決定されると記載されていますが、最終的な決定主体、承認手続き及び決定時期はどのように想定されているでしょうか。また、暫定35郡から対象郡数や対象地域が変更された場合、成果指標やベースライン・エンドライン調査の対象についても見直すことが想定されているでしょうか。またプロポーザル及び見積作成上は、35郡すべてを対象として活動、要員配置、経費を積算する理解で良いでしょうか。	本プロジェクトは35郡を対象にしていますが、iTEAM3全体の計画・技術支援を担うコンサルタントチームと、iTEAM3の成果2・成果3における県・郡・学校レベルでの実装支援を担う現地滞在型専門家が、それぞれの役割を踏まえた一体的な業務実施を促進することが求められています。現地滞在型専門家との役割分担については、公示資料の2章の「(8)現地滞在型専門家との連携」をご参照ください。 暫定35郡の決定は、PESSによる決定をもとに、教員教育・教育行政局の確認をもって最終決定されると理解しており、プロジェクト開始後の決定を想定しています。成果指標やベースライン・エンドライン調査の対象は、対象郡の変更に伴い、変更となる可能性はあります。ただし、プロポーザル及び見積作成は、公示資料記載のとおり、暫定35郡における、前述の役割分担をもとにした活動を念頭にご検討ください。
13	16	「第2章特記仕様書(案)」第3条2(6)教師の行動変容や児童の学習に対する効果の把握	児童の学習効果測定に係る調査の実施方法及び経費について:特記仕様書(案)では教科書・指導書改訂及び学校ベースCPDが児童の学習に与える効果を把握するためのデータ収集・分析計画の提案が求められています。これについて、児童の学習効果の測定は、ベースライン調査及びエンドライン調査の2時点での比較を基本とする想定でしょうか。それとも、両調査の間にも、抽出校等において学力を継続的・定期的に測定することを想定されているのでしょうか。後者の場合、追加的な学力調査に係る経費は、本業務の経費として別途見積計上する想定でしょうか。 また、追加調査を想定されている場合、その対象学年・学校数、実施頻度、調査方法及び実施体制についても、今回の技術提案書で具体的に提案することが求められているのでしょうか。	ご質問の点については、プロポーザルで特に提案を求める事項の(5)に記載されているものと関連しますが、ベースライン・エンドライン調査の定額計上の範囲内で妥当な計画をご検討、ご提案ください。

14	17	「第2章 特記仕様書(案)」第3条2. (7)「教育スポーツ省による予算措置」:17ページ／「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」3. (4)「定額計上について」:46ページ	教科書改訂・パイロット追加費用(350万円)の使途について: 特記仕様書(案)には、定額計上される350万円に「教科書改訂ワークショップ開催のための追加費用」が含まれるとありますが、具体的にどこまでの対象・内容の範囲で「教科書改訂ワークショップ」への支出が認められるのでしょうか？また、350万円の範囲内であれば、追加ワークショップと追加パイロットの間で、必要性に応じて柔軟に予算を配分することは可能でしょうか。また、貴機構が想定されている追加パイロットの規模・対象・実施内容等についても、併せてご教示ください。	具体的な配分は提案内容に応じて柔軟に検討可能です。また、特に想定している規模・対象・実施内容等はありません。
15	17	「第2章 特記仕様書(案)」第3条2(8)「現地滞在型専門家との連携」:17ページ／第4条2(1)③「成果3に関わる活動」:19～20ページ	成果3における受注者と現地滞在型専門家の役割分担及び地方出張経費について: 特記仕様書(案)には、「現地滞在型専門家が現場での実施支援を担う」、「受注者はCPDの全体方針や実施方法の設計・改善を担う」との役割分担が示されています。一方、活動3-2、3-3、3-6及び3-7については、PESS・DESBが実施主体となっています。これらの活動において、受注者はPESS・DESBへの直接的な実施支援やモニタリングなど、県・郡レベルでの活動にどの程度関与することが想定されているでしょうか。また、受注者の専門家が技術的支援やモニタリングのために県・郡へ出張する場合、その旅費・宿泊費等を本契約の経費として計上してよいでしょうか。併せて、現地滞在型専門家による地方出張経費との負担区分についてもご教示ください。	受注者と現地滞在型専門家の業務の区分については、質問番号(12)の回答に記載しておりますのでご参照ください。その上で、受注業務において必要と考えられる県・郡レベルへの出張経費は本契約内で計上してください。現地滞在型専門家の出張経費は同専門家の予算から支出されます。
16	17	「第2章 特記仕様書(案)」第3条2. (7)「教育スポーツ省による予算措置」	ラオス側が負担することとされている研修経費(旅費等を含む)については、当初見積には計上せず、ラオス側が予算を確保できず、プロジェクト負担とする必要が生じた場合には、事前協議のうえ、契約金額を増額することは可能でしょうか。	ラオス側負担を前提としているものについては当初見積には計上しないでください。予算確保が困難となった場合の対応は、状況を踏まえて別途協議します。
17	19	P.19 第2章　特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第4条　2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ①成果1に関わる活動 ・活動1-1:教科書・指導書改訂方針を策定する	P.19 ここに記載された「活動1-1:教科書・指導書改訂方針を策定する」の方針は、ラオス側が改訂作業を行う初等1・2・3学年の教科書・指導書も含んだ初等1～6学年までの教科書・指導書の改訂方針と理解してよろしいですか。 上記のように理解した場合、R/Dの活動計画(Tentative Plan of Operation)では、改訂方針の作成は2027年1～3月と予定されています。常識的に考えて、この改訂方針が出来上がり、日本側とラオス側が改訂方針を共有してから、教科書・指導書の改訂が本格的に始まります。こう考えると、ラオス側が初等1・2・3学年の教科書・指導書の改訂作業を始めるのは、早くても2027年3月末からということになりますが、その理解でよろしいですか？ (これは次の質問4にも大きく関わってきます)	活動1-1は本案件対象である初等4～6年生の教科書・指導書改訂方針の策定を想定しています。

18	19	P.19 第2章　特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第4条　2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ②成果2に関わる活動 ・活動2-1：初等1・2・3学年向けの算数導入研修の教材を開発する ・活動2-2：初等1・2・3学年向けのマスタートレーナー研修を実施する	P.19 「(1)プロジェクトの活動に関する業務」の中の「②成果2に関わる活動」として「初等1・2・3学年向けの算数導入研修の教材を開発する」「初等1・2・3学年向けのマスタートレーナー研修を実施する」とあります。 他方、P.33 「4. 事業の枠組み」「(2)成果」では、「成果1：初等4～6学年の算数の教科書・指導書が改訂される」の脚注では「本案件により改訂される教科書・指導書は初等4・5・6学年であり、初等1・2・3学年については教育スポーツ省により改訂される」とあります。 そこで質問です。初等1～3学年の教科書・指導書の改訂はラオス側が行うにも関わらず、本業務においては当該学年向けの導入研修の教材の開発が含まれています。導入研修の教材で扱う内容は、教科書・指導書の改訂部分が中心になるかと思いますが、導入研修教材開発の期間(2027年2月～4月)までにはラオス側が当該学年の教科書・指導書の改訂を終えているのでしょうか。 (質問3とも密接に関係します)	詳細計画策定時の見通しはRD記載の通りですが、教科書・指導書の改定作業の進度はラオス側の取り組み結果によります。
19	19	2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ① 成果1に関わる活動	求められている業務のうち、特に4～6年生の教科書改訂にあたっては、その改訂方針は1～3年生の方針との整合を図る必要があると認識しています。ラオス側で既に進められている1～3年生の算数教科書の改訂方針について、現時点での改訂方針に関する資料(方針文書、改訂版の試行版・サンプル等)をご提供いただけないでしょうか。	教科書改訂について、RIESに確認したところ、iTEAM2における教科書改訂にかかる技術的助言の内容にかかる検討を含め、改訂作業は未着手の状態です。
20	30	P.30 別紙1：案件概要表 (7)投入(インプット) 1)日本側 ①専門家派遣 P.11 第2章　特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第3条　2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (2)成果1に関連する実施方針・留意事項 ②改訂期間とC/P機関の体制	P.30 日本側の専門家派遣(コンサルタントチームによる派遣)として4名が記載されています。 ・総括／援助協調／算数教育1 ・副総括／CPD1／教員研修1 ・教材開発1／教員研修2／CPD2 ・教材開発2／教員研修3／モニタリング P.11 「なお、RIESは約10名規模の改訂チームを編成し、担当学年及び単元を分担しつつ、・・・」という記述があります。 そこで質問です。今回のコンサルタントチームによる派遣の中に、4～6年生の算数教科書・指導書の改訂版の作成において編集・イラストのデザイン(インデザイン・イラストレータ等のアプリケーションの使用)の専門家(教科書出版会社の編集・デザインの専門家)は必要でしょうか。上記の指示を見る限りでは、「教材開発」にその人員が含まれると理解することも可能ですが、他方、RIESの改訂チームで編集・デザインはできると理解することも可能です。	案件概要表に記載した4名は想定される主要専門家の一例であり、配置人数を制限するものではありません。業務実施に必要な専門家構成をご提案ください。 iTEAM1ではラオス人のデザイン担当を配置し、同デザイン担当の指導のもと、RIES職員数名は教材編集の作業を行った経験があります。この点から、いただいたご質問の教科書出版会社の編集・デザインの専門家は必要ないと考えますが、必要に応じて特殊傭人の配置をご検討ください。

以上